

高知県地球温暖化対策実行計画の改定

(新エネルギー推進課)

1 計画の概要

地球温暖化対策実行計画とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づき、都道府県等に策定が義務づけられているもので、地域から排出される温室効果ガスの排出量を把握し、温室効果ガスの排出削減に向けて総合的・計画的に取り組むための計画です。

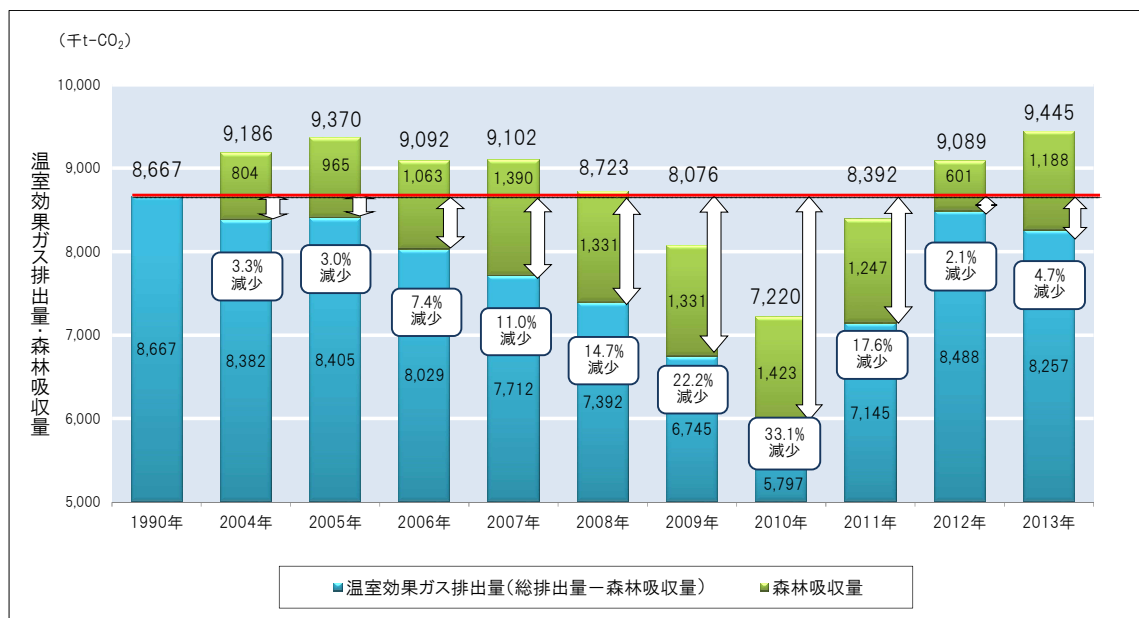
＜改定前計画の概要＞

目 標：本県から排出される温室効果ガスを 2020 年度に 1990 年度比で 31%削減

計画期間：2011～2020 年度

削減実績：2013 年度段階で、1990 年度比 4.7%の削減

高知県の温室効果ガスの排出実績



2 計画改定の背景

改定前計画の計画期間中ではありましたが、地球温暖化対策を取り巻く状況が以下のように国内外で大きく変化したことから、高知県では、平成 28 年度に県計画の改定を行いました。

(1) 福島第一原発事故の発生

- 2011 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、原子力発電所がすべて停止し、代わりに火力発電の割合が増加したため、電気の使用に係る CO₂ 排出量が大幅に増加。

(2) 新たな国際的枠組みの採択

- 2015 年にフランスで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で、気候変動枠組条約に加盟する 196 カ国すべてが協調して温室効果ガスの削減に取り組む枠組みとして「パリ協定」が採択。
- 「パリ協定」では、産業革命以降の世界の気温上昇を 2℃より十分下方に抑えるほか、1.5℃未満に抑える努力を追求することとされた。

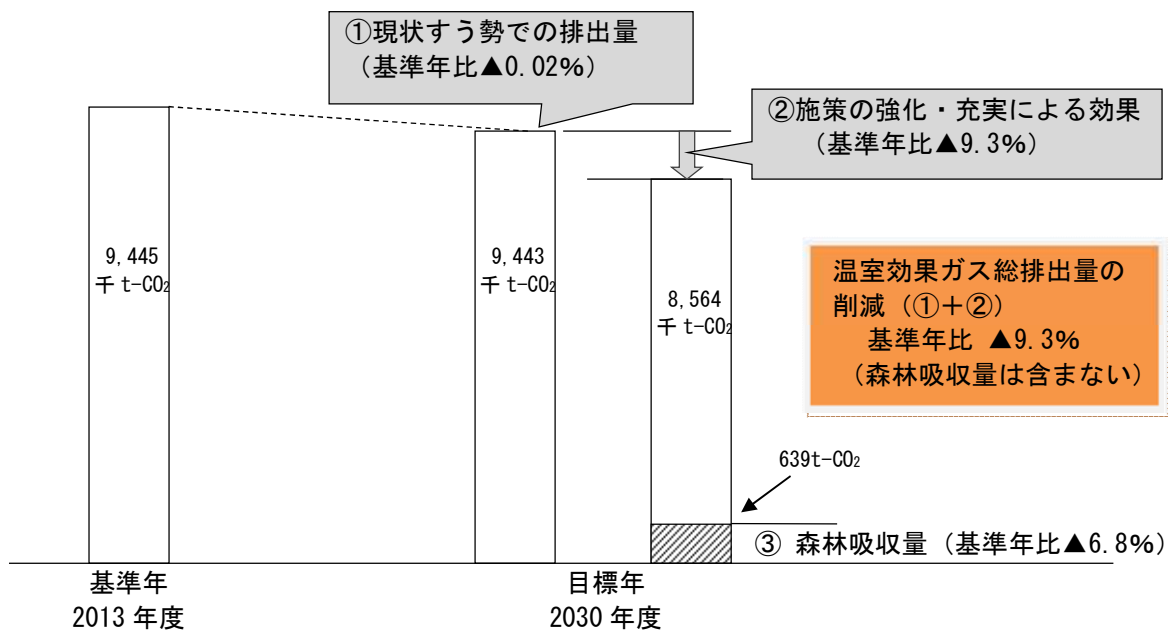
(3) 国の新計画の策定

- 国は、COP21 に臨むにあたり、2030 年度の温室効果ガス排出レベルを 2013 年度比で 26%削減することを目標とする「約束草案」を提出したほか、2つの計画を策定。
 - ・地球温暖化対策計画 (温室効果ガスを削減し地球温暖化を緩和する計画)
 - ・気候変動の影響への適応計画 (温暖化に適応するための計画)

3 改定計画の内容

改定後の高知県地球温暖化対策実行計画の内容は以下のとおりです。

- (1) 計画期間：2017（平成 29）～2030 年度
- (2) 基準年：2013（平成 25）年度
- (3) 削減目標：高知県の 2030 年度の温室効果ガス排出量を基準年(2013 年度)より 16%削減 ※
(下図の①+②+③=16%)



高知県の温室効果ガス削減目標 (電気の CO₂ 排出係数は基準年で固定)

2030 年度の森林吸収量を反映した温室効果ガスの排出量を基準年
(2013 (平成 25) 年度) 比で **16%削減** します

※国が「長期エネルギー需給見通し」で定めた 2030 年度の電源構成が実現した場合の電気の CO₂ 排出係数 (電気事業低炭素社会協議会の目標値：0.37 kg-CO₂/kWh) を用いて上記の削減目標を算定すると、高知県の温室効果ガス削減目標は 30%削減となります。
(参考：国の削減目標は 26%削減。)

(4) 計画の構成

| | |
|-----|------------------------|
| 第1章 | 計画の基本的事項 |
| 第2章 | 地球温暖化の現状・影響 |
| 第3章 | これまでの取組と今後の動向 |
| 第4章 | 高知県の特性 |
| 第5章 | 高知県の温室効果ガス排出量等の現状と将来推計 |
| 第6章 | 目指すべき将来像と削減目標 |
| 第7章 | 温室効果ガス削減等に向けた取組 |
| 第8章 | 気候変動の影響への適応※ 新設 |
| 第9章 | 計画の推進体制と進捗管理 |

※ 今後、ある程度の温暖化が避けられない状況のなか、地球温暖化をできるだけさせない取組（緩和）に加えて、地球の温暖化に備える取組（適応）も併せて実施しなければならない状況となっており、平成27年に策定された国の「気候変動の影響への適応計画」においても、地方公共団体に適応計画を策定することが求められたため適応を新設しました。

(5) 対象とする温室効果ガスの範囲

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項の規定に定める温室効果ガスを対象とします。

| 種 類 | 主な用途・発生源 | 地球温暖化係数※ |
|--------------------------|----------------------------------|----------|
| 二酸化炭素(CO ₂) | 化石燃料の燃焼など | 1 |
| メタン(CH ₄) | 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど | 25 |
| 一酸化二窒素(N ₂ O) | 化石燃料の燃焼、工業プロセスなど | 298 |
| ハイドロフルオロカーボン類(HFC) | スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど | 1,430 |
| パーフルオロカーボン類(PFC) | 半導体の製造プロセスなど | 7,390 |
| 六ふっ化硫黄(SF ₆) | 電気の絶縁体など | 23,800 |
| 三ふっ化窒素(NF ₃) | 半導体の製造プロセスなど | 17,200 |

※ 地球温暖化係数：温室効果ガスの温暖化に及ぼす影響を、CO₂を1としてCO₂に対する比率で表した係数です。

(6) 目指すべき将来像

ここの自然や資源を活かし、豊かに暮らす低炭素社会

- 再生可能エネルギーの更なる導入の促進
- 産業振興と地球温暖化対策の両立
- 地球温暖化問題に対する県民の意識の向上
- 省エネルギーの更なる普及促進
- 3Rの取組が進んだ循環型社会の実現
- 気候変動への影響に対する適応等が進んだ社会の実現

(7) 施策体系と主な取組



【高知県地球温暖化防止県民会議】

高知県地球温暖化防止県民会議は、地球温暖化防止活動を県民・事業者・NPO・行政等の各主体が連携・協働して県民総参加による県民運動として展開するため、2008(平成20)年9月に設立され、活動を開始しました。

県民会議には、「県民部会」、「事業者部会」、「行政部会」の3部会を設置しており、「県民部会」では家庭部門における省エネなどの対策を、「事業者部会」では企業・団体等におけるCO₂排出削減などの取組を進めています。また、「行政部会」では、県・市町村が自らの地球温暖化対策を推進するとともに、県民・事業者等との連携を強化して地域での取組を推進しています。

【外部団体との連携・協働】

高知県地球温暖化対策実行計画に定める各対策を効果的に実施し、目標を達成するためには、外部団体との連携・協働が不可欠です。そのため、本県では、専門機関やNPO、研究機関、行政機関等との協働体制を構築し、県民運動として地球温暖化対策に取り組みます。

各主体の役割と連携(イメージ図)

